

(5)大気浄化対策の推進（低濃度脱硝設備の導入）

- ・ 首都高速道路公団は、国土交通省関東地方整備局、日本道路公団、阪神高速道路公団とともに、大都市圏を中心に環境基準の達成が厳しい地域において、自動車排出ガスが排出される道路トンネルの換気所周辺の局所対策として、低濃度脱硝設備を設置することを目指し、技術開発に取り組んできました。
- ・ この度、低濃度脱硝技術評価委員会において「低濃度脱硝技術の実機適用は可能と判断される」との結論を得ました。
- ・ 首都高速道路公団では、平成 18 年度までに完成を予定している中央環状新宿線及び川崎線の換気所について、道路トンネル換気所周辺の二酸化窒素に係る環境基準が継続して達成されていない現状に鑑み、換気所周辺の局所対策として、低濃度脱硝設備の設置を実施します。

